

令和 7 年 6 月 1 0 日

体育館使用者各位

教育総務課施設担当課長

学校教育活動以外で体育館を使用する場合の空調設備の運用について
(通知)

調布市教育委員会では、夏季の猛暑等により、教育活動中の児童・生徒が熱中症等の重大な健康被害に陥ることを防止するため、教室等に空調設備の整備を進めてきました。平成 23 年度には普通教室、平成 30 年度には特別教室、令和 3 年度には体育館への整備が完了しました。

これから夏本場を迎えるに当たり、熱中症予防の観点から、昨年度と同様に、令和 7 年度についても、学校教育活動以外で体育館を使用する場合の空調設備の冷房運転の使用を許可することといたしました。

体育館の空調設備の使用に当たっては、省エネルギーの観点から、必要最小限での使用となるように、御理解・御協力をお願いいたします。

記

1 冷房運転の使用の目安

熱中症予防運動指針に基づく「厳重警戒」レベルにあたる

気温：31℃以上 または 暑さ指数（WBGT）：28以上

※ 活動終了の 30 分前になったら、空調設備の運転は停止してください。

2 冬季の暖房運転について

従前通り使用不可とさせていただきますので、御理解・御協力をお願いいたします。

3 担当 施設管理係 電話 042-481-7467